

## 千葉地方裁判所委員会（第39回）議事概要

千葉地方裁判所委員会

### 1 開催日時

平成28年9月13日午後1時15分から午後3時30分

### 2 開催場所

千葉地方裁判所第2会議室（本館5階）

### 3 出席者

#### 【委員】

青柳洋治，大塚真理子，岡本哲人，女屋光基，鹿子木康，柴田寛之（委員長），轟木逸子，松下祐記，森本亨，吉村典晃

#### 【テーマ説明担当者】

千葉地方裁判所刑事第5部裁判官 高橋康明

#### 【事務局】

千葉地方裁判所民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同事務局総務課長，同事務局総務課課長補佐

### 4 議事等

#### (1) 新任委員の紹介

総務課長から，前回の委員会後に新たに任命された岡本委員，小関委員，柴田委員，轟木委員，平田委員が紹介された。

#### (2) 委員長の選任

地方裁判所委員会規則6条に基づき，出席委員において新委員長の互選を行い，全会一致で柴田委員が委員長に選任された。

#### (3) 委員長挨拶等

委員長就任に当たり，委員長から挨拶があった。

なお、前々回及び前回の本委員会における委員の意見を踏まえて、不動産執行事件に関する競売物件情報の広告を分かりやすいものとするために、新聞広告等に記載される不動産競売物件情報サイトのアドレスの文字ポイントを拡大するなどの修正が施されたこと、また、保護命令事件に関して関係機関が作成したパンフレットの医療機関等における備置きについて、協議会等を通じて関係機関に働き掛けることを検討している旨の報告も行った。

#### (4) 意見交換

(発言者：◎委員長，○委員(●は裁判所委員である吉村委員)，■高橋裁判官)

◎ 今回の千葉地方裁判所委員会では、刑の一部執行猶予制度を含めた「刑の執行について」をテーマとして、意見交換を行うこととした。

※ 意見交換に先立ち、刑の種類，科刑の状況，刑事施設における処遇，保護観察，裁判所における刑の決め方，刑の一部執行猶予制度についての説明が行われた。

○ 保護観察対象者が守らなければならない事項として、一般遵守事項と特別遵守事項があるとのことだが、各遵守事項は、重複しているようにも見える。

■ 一般遵守事項は、更生保護法50条で規定されていて、保護観察に付された全ての者が必ず守らなくてはならない事項だが、特定遵守事項は、特定の人に特別に守らせる事項という違いがある。例えば、暴力団関係事務所に行かないようにするとか、そういう個別の条件の付け方になる。

○ 刑の一部執行猶予の判決が出た者に対しては、仮釈放による保護観察が適用されるのか。適用された場合、どのような運用がなされるのか。

● 刑の一部執行猶予の判決が出て収容された者に対し、仮釈放がされて、その後の期間執行猶予が付くことは解釈上、可能であるが、まだ制度が始まって間もないので、どのように運用されるかについてはこれからの検討事項だと思われる。

◎ どのような者に対し、一部執行猶予の判決が言い渡されるという想定なの

か。

- 刑の一部執行猶予制度は、刑務所を出所した後、直ちに犯罪を犯さないという蓋然性が低いことから、その間、「つなぎ」として、社会内で、再び犯罪を犯さないように管理していこうという仕組みであるので、再犯のおそれがない者と、再犯のおそれがある者が、同じことをやった場合に、再犯のおそれがある者が、かつ、懲役期間が長くなるという負担を重くした方がいい人について、この制度を適用することを想定している。
- 刑の一部執行猶予制度が施行されてから、千葉地裁では同制度の適用が覚せい剤取締法違反の事件に偏っているようだが、これは、千葉に成田空港があって覚せい剤の密輸事件が発生していることとは関係があるのか。
- 覚せい剤の密輸事件は、そもそも刑の一部執行猶予制度の対象とはならないので、直接の関係はない。
- 刑の一部執行猶予制度は、もともと覚せい剤を使用している者に対して、二度と使用させないようにさせるための仕組みなので、他人に使用させるために覚せい剤を輸入する者に対して適用される仕組みとはなっていない。
- 裁判員制度において、量刑検索システムを活用して、裁判員の方に量刑について説明するとのことだが、それでは一般市民感情を入れようという目的で導入された裁判員制度の趣旨が没却されるのではないか。
- 裁判員制度がどうして導入されたかという点、どういう理由で犯罪に至った場合が悪いと思うか、どういう理由だと気の毒だと思うかという点に、社会の常識を反映させるためだと思われる。例えば、保険金目的で人を殺した場合は悪いと思うが、介護に疲れた者が人を殺した場合はかわいそうだと思うのは、現在の社会における国民の感覚としては、介護につき社会資源が十分ではなく、個々に介護が委ねられているという現状を踏まえて、自分がもし同じ立場だったら仕方ないと思えるからである。そこに一般の常識を反映させる意味があるのではないかと思われる。

一方で、同じことをやったときの公平さを考慮しなければならないので、他の人はこう考えるかもしれないということも念頭に入れて量刑を考えていく必要がある。また、急激に刑の重さが変わるのは行き過ぎなので、少しずつ変えていくことも必要なのではないか。

刑の重さについて、社会で議論を積み重ねていくことで、適切な刑が何なのかを国民全体で一緒に考えていくというのが裁判員制度の趣旨ではないか。

○ 裁判員になったときに自分の意見がどこまで反映されるのか、どこまで量刑に対し責任を持てるのかという点につき、国民が不安を感じないようにするためには、前提として知識が必要ではないのか。

■ 法定刑には大きな幅があり、直感的に判断できるものでもないので、その前提として、刑を決める基本的な考え方とか同種事案の量刑傾向を知らないと言えぬというものが裁判員のほぼ共通の理解である。

○ 量刑データがあれば、機械的に刑が決まるというわけではなく、個人の意見の相違により、量刑データというものは、伸び縮みし、いろいろな人の考え方や価値観を採用してあてはめていくものである。検察官としては、どういう刑が適当か主張して裁判員に納得してもらえよう努めている。

○ これまで刑が軽かった犯罪が、著しく凶悪なことが起これば、刑が重くなるなど、同じ犯罪でも時代によって量刑が変わるケースが多々あったが、その中で、どういう形で裁判員の役割が果たされているのか一般的に理解されるのに時間がかかるのではないか。

● 裁判員に、終わった後に感想を聞くと、我々にできるのかと想っていた、何をやるのかを知らなかったとの意見が多かったので、裁判所としても裁判員制度についてアピールしていかなければならないと意識している。

○ 新聞を見ていると執行猶予が付いた理由がほとんど出ていないので、どういう理由でそのような量刑になったのか、そのあたりのアピールができていないのではないか。

- ある程度著名事件の場合には、起訴された時点で大々的に記事が載ったりするが、その後の経過等については触れられないことが多い。
- 社会によって刑の重さが変わってくるとのことだが、以前は精神鑑定も相場が決まっていた、統合失調症は責任能力がないという認定がされたが、今は社会の考え方も変わってきて、そうではなくなっている。司法精神医学上、統合失調症は直感的に判断できないので、裁判員に責任能力の有無を判断させるのが難しく、いろいろ検討していかないといけないのではないかとと思われる。刑の一部執行猶予制度は、医療機関としては、社会に復帰したら病院に入院するなどの対策を講じていく必要があるし、薬の依存症だけではなく、ギャンブル依存やアルコール依存などの犯罪にならないものについても、刑をどうするかだけではなく、医療的なアプローチも必要ではないかと思われる。
- 責任能力は、本来、精神科医のプロの部分ではないので、精神科医と法律家の役割分担については、今後一緒に検討する必要があるという問題意識を持っている。精神障害について裁判員に説明する際には、なぜ人は刑罰を科せられるのかというときに、責任主義という言い方をするが、その人は意思決定の自由があるから、自分で決めたのだから責任を負うという。では病気の人はどうするかといった場合に、精神の障害によってその犯罪をやらざるを得ないという状況もあるのだと裁判所としては思うところはあるが、一般の方から、病気だから犯罪をやったということには拒否反応が出てくるのが当然あるので、もともとの根本的な点、なぜ刑罰があるのかという点を丁寧に説明しないければならない事件もある。刑の一部執行猶予制度は、再び犯罪を起こさせない仕組みを構築していくものなので、一部執行猶予になったときに、どのような社会資源が利用できるのか、今は保護観察所を念頭に入れてやっているが、民間でもこんな仕組みがあるとか、いろいろな情報を踏まえて、裁判所も工夫していきたいと思う。

- 刑の一部執行猶予制度は再犯防止の目的のためということだが、例えば、再犯のおそれなければ懲役3年だとすると、再犯のおそれがある場合は、それに上乗せして懲役刑を科してその一部を執行猶予にして社会内処遇を図るというイメージになるのか。
- 刑事事件は、行為責任で決まるので、犯罪の重さと、犯罪に該当する行為をやると決めたことに対して、どれだけ非難できるかという枠を前提としている。他方で、その人が再び犯罪をやるかどうかという再犯可能性や、更生可能性という一般情状を考慮して刑を調整することになる。したがって、同じ犯罪を犯したとしたら、再犯可能性がない人は刑が軽くなければおかしいが、再犯可能性のある人は、もともとの主刑が重くなるべきであり、懲役刑が長くなるというイメージなので、懲役刑を足していくということではなく、懲役は何年と決めて、そのうちの一部の執行を猶予するといった理解である。
- 刑の一部執行猶予制度に関する当事者の主張立証の役割分担についてどのように考えればよいか。再犯可能性について検察官が主張立証をするとなると、社会内処遇を一部すべきかどうかという点の主張立証責任を弁護人が負うという理解でよいのか。
- 私たちが弁護士会の方々と一部執行猶予制度について協議する機会がある際には、実刑だから一部執行猶予を求めるような弁護活動は、被告人が再犯可能性のあるから刑を重くしてくださいと言っているようなものだから、間違っていると話している。被告人に再犯可能性がないのであれば、刑を軽くしてくださいというところから出発すべきである。弁護人の方でも再犯可能性があると認識している事案で、それでも刑の一部執行猶予を求める場合には、弁護人側でそのような主張立証がされることが想定される。
- 裁判員制度が導入されたことで刑が軽くなることはあったのか。
- 例えば、殺人事件では刑が重くなるものも軽くなるものもある。例えば、同じ場面に遭遇したら自分でもそうしてしまうと思うような事件については、

刑が軽くなり、執行猶予の割合が増えたりする傾向がある。

- 裁判員は、裁判所に来ること自体がそもそも怖いし、殺人罪とか重い罪だと参加した時に気分が重くなるので、軽い刑を裁判員裁判の対象にしたらよいのではないか。
- 裁判員裁判制度の導入の際に、どういう事件を対象にするか議論があったが、そのときに国民の常識なり良識を反映すべき事件を対象にするべきだという議論になって、その議論の中で、重い事件は国民が非常に関心を持つ事件であり、それに対して許しがたいという人と、被告人に対して気の毒だという人がいたりするので、そのような刑にも幅が出てくるような事件がいいのではということになり、基本的には重い犯罪を選択するに至った。確かに、最初は、重い事件で判断するのは嫌だなと思われるかもしれないが、やっていただくと、自分たちの感覚が反映されて、充実感を持っていただいていると実感している。
- 裁判員裁判の審理が長期化すると、途中で離脱する裁判員もいるのか。
- 裁判員裁判の審理期間は、短いものだと3日間、長いものだと1か月くらいかかるものもあるが、離脱する割合は少ない。離脱するような場合でも補えるように念のために補充裁判員も2人ないし4人程度選任しているが、4人置いても1人も欠けないという事件がかなりある。
- 基本的にはこの期間は大丈夫という方々が集まっているので、私の経験でもこれまで突発的な事情で一人の方が離脱したことがあるだけである。裁判員の方々は審理、評議を通じて責任感や使命感を覚えられ、裁判員裁判が終わった後のアンケートでは、96パーセントの方がやってよかったと回答している。
- ◎ 裁判員裁判を経験した方は充実感を覚えるが、そもそも裁判所には来たくないという方も多数いるので、裁判所に足を運んでもらえるようなPRが必要になってきていると思われる。裁判所も裁判に要する期間が短くなるよう

努力する必要がある。

- 一般人からすると、量刑を決める過程が省かれて分からない。
- ◎ 個々の事件については法廷においてそれなりに説明されているが、そのような量刑理由が一般の方にも伝わるような方法も考えていかなければならない。
- 一部執行猶予制度の立法事実や背景について伺いたい。
- 再犯率の高さという大きな問題があり、刑務所を出ただけでは治らないという実態があったので、日本の社会から犯罪を減らしていくためには、刑務所と社会をつないでいく仕組みが必要ではないかと考えられた。例えば、覚せい剤だと刑務所にいる間は強制的にやめさせられるからやめられるが、社会に出れば誘惑的であるし、覚せい剤はインターネットでもどこでも入手できてしまうので、社会に出ても覚せい剤を断ち切る仕組みが必要であった。そこで、刑務所と社会の間の中間的な領域を作り、一部執行猶予の間は一定の拘束がかかり、覚せい剤の再犯をしないためのプログラムを定期的を受けなければならない、社会に出ても覚せい剤を使わないという動機づけを与える期間を設けて、社会に出て覚せい剤を入手しようと思えばできたのにしなかったという実績を一定期間作り、今度は全くそのような状況がなくなっても入手しようとしなくなるというつなぎの仕組みを作ろうというのがもともとのこの制度を作ってみましょうという制度趣旨だと理解している。
- 執行猶予のときの保護観察の限界というものを認識したうえで、そのフォローを拘置機関に求めたという理解でよろしいか。
- 実刑を受けると、刑務所で薬物を乱用してはいけないよという矯正教育を受けるが、社会に出てしまうと自由になってしまうという限界が背景にあったと思われる。
- 今日の委員会まで、テレビ等で見てると、一部執行猶予の判決は、弁護人が勝ったような被告人にとっていい判決だと思っていたが、同じ犯罪を犯し

た場合に、再犯の可能性がない人よりは罪が重いはずだと知って、目からうろこが落ちるような感じだった。

- 刑務所を出た後、覚せい剤や悪い人間と接触させないような仕組みであったり、いかに執行猶予の期間を有効に使うかにつき、社会的な運用を保護観察官の方も含めて検討する必要がある。
- 一部執行猶予制度でもそれは可能と思われる。一部執行猶予が始まる前に、保護観察所が悪い人間とは会わないようにと遵守事項を定めて、会ったら執行猶予が取り消されてまた戻ってくることになるのと心理的な強制を働かせることは可能だと思われる。
- 我々裁判官がこの制度をどう位置付けていくかは、中央レベルでも地方レベルでも協議会を行っているし、検察庁、弁護士会、保護観察所とも協議会を行って実刑のバリエーションでしかないことを意識しましょうと強く議論してきたつもりで、差し当たって今は徹底されているように思うし、後々まで意識しながらやっていくところである。
- 覚せい剤の再犯率が高いと新聞で読んだことがあるが、治療的なことができる機関が増えていかなければ、なかなか対応できないと思っている。
- 一部執行猶予制度だけでなく、医療機関やダルク等の民間の機関もどんなことを果たせるのか、きちんと情報提供しながら再び犯罪をやらないための仕組みをうまく回していくことが非常に重要だと裁判所も考えている。
- ◎ 刑務所における矯正の関係は、裁判官や検察官が刑務所を巡視することができるという法律上の規定があり、刑務所をよく見て裁判に反映させているところである。保護観察所とかそういう機関の実態について考慮していくには、そのあたりの知識なり実情を仕入れていくことが重要であり、また何かこういうところを見た方がいいよという意見をお伺いしながら進めていけたらと思われる。

(5) 次回委員会期日

次回の委員会は、平成29年2月7日午後1時15分に開催することを決定した。

(6) 次回の意見交換テーマ

次回の意見交換テーマについては、各委員からの意見を募った上、検討することとした。

(7) 事務連絡

事務局から、前回（第38回）委員会の議事概要の公開等について報告した。

以上